

焼きたてパン新聞 “ほっかほか”

スペシャル座談会開催しました！！

今月のメニュー

1. スペシャル座談会
2. NRB・JBCM講演
3. ワクワク実践塾
4. 座談会のご案内
5. 税務情報



パーティールームを貸し切って懇親会もありました！

9月3日(月)、NNA 株式会社の佐藤元相社長とコラボしてスペシャル座談会を開催いたしました！パン屋さんを始めとした 20 名近い方々にお越し頂きました。参加者の声として、「元気で楽しく、刺激のあるお話をしていただき、とてもワクワク感とやる気みなぎってきます。即実行したいと思います。」「落ち着いて、シンプルに私の想いをスタッフに伝え、お客様にも伝えられるように取り組んでいきます。」「分かっているつもりでも、できていない事、意識していないこと、いろいろ気づかされました」等々、刺激を受けて前向きに取り組んでいこうという、嬉しいお声が多かったです！佐藤社長のお話は、とても分かりやすく、参加者に伝わっているのがよく分かりました。参加者同士でのディスカッションも、他のお店の方とお話されて、皆さんが刺激を受けておられました。私自身も、もっとこんな取り組みが出来るのではないかと改めて考える良い機会になりました。お越し頂きました皆様、ありがとうございます！今後の通常の座談会も、少し趣を変えてもっとワクワクするものにしていきますので、お楽しみに！（福重 有紀子）



セミナー講師させて頂きました！



日本リアルベーカリー協会『業績管理指標の見方』決算書(試算表)をもらっても、どこを見たらいいのか？何が分かるのか？どんな行動をとるのか・・・？せっかくの数字を活かしきれていないのでは？そんな声を聞き、ご縁もあって関東のリテールベーカリーさんが集まる日本リアルベーカリー協会(NRB)さんで勉強会の講師をさせて頂きました。お店の収益性、生産性、安全性等々、業績を判断する指標を具体的な数字でお話しさせて頂きました。これからのパン屋経営のお役に立てれば幸いです。

日本製パン製菓機械工業会『事業承継税制等』平成 30 年度税制改正の大きなテーマに事業承継があります。せっかく先代社長が築き上げた会社の株を多大な納税が原因で後継者に承継できない。そんな状況をふまえ『納税猶予』という形で事業承継をスムーズに行える制度です。25 年改正よりも条件は緩くなりましたが、最大のポイントは「特例事業承継計画」を事前に提出しなければならないこと。先代と後継者でこれからの計画をじっくりと話し合うきっかけになればいいかなと思います。



会場は、新宿日本製粉さん



最後は恒例のNo1ポーズ



大阪会場(梅田)の様子



東京会場(銀座)の様子

～ワクワクパン屋実践塾～ 第2期 3講目

大手二社がパン販売のシェア9割強を占める中、それ以外の

パン屋さんはどうやって経営していけば良いのか。「大きな会社と小さな会社の経営の仕方は違う！」これらの考え方を実践してきた河原が、今までの経験や結果等をふまえた上で、パン屋さんケーキ屋さん向けにアレンジして始まったマーケティング塾、第2期。マーケティングとは、お客様を増やすには何をすべきなのか、売上を伸ばすためにはどうすべきなのか、今後の目標としてどこを目指すべきなのか等を考える事を言います。このワクワクパン屋実践塾では、これらを経営者視点から考えるのではなく、お客様の立場から深く考え、学び、それを店舗に持ち帰って実践し、その結果を参加者同士で共有し、そこで得られた成果を今後も継続させていく事までが、一つの終着点と考えています。「どうしてあなたのお店にいかないといけないの？」もしお客様から聞かれたら、どう答えますか。この質問を受けた時、なかなか即答できない方が多くいらっしゃいますが、この講義を受けることで、この答えが自ずと明らかになっていきます。講義の終わりにでる宿題を実際にお店に持ち帰って実践し、次の講で発表するという大変さはありますが、必ず成果が現れます。講義の内容だけでなく、他のパン屋さんケーキ屋さんとの交流もかねて、興味がある方はお声をかけて頂ければと思います。次回の開催は11月7日(水)梅田第三ビル2Fとなっております。(神村 嘉拓)



ベーカリー 座談会

本年も大阪で毎月1回ベーカリー座談会を開催しております。18時~20時に実施し、終了後に懇親会も実施する予定です。毎回ミニ講義と参加された方からテーマを募り、ワイワイガヤガヤと意見交換をしていただきます。ホームページにアンケートや詳しいご案内がございますので、ぜひご参照ください。検索キーワード→「ベーカリー 座談会」 <https://www.bakery-no1.com/talk.html>



参加費 1,000 円
河原事務所Cafe スペース
(大阪市北区梅田1丁目1-3
大阪駅前第3ビル2F)
11月7日(水)、12月3日(月)



税務情報 【消費税の軽減税率制度 その2】 のお知らせ

詳しく知りたいことがございましたら、お気軽にお問合せくださいませ。(喜多 泰友)

① ミネラルウォーターなどのペットボトルでの飲料用の水の販売は軽減税率制度の対象 or 対象外？

② 水道水 (①の飲料用ペットボトルを除きます) は軽減税率制度の対象 or 対象外？

③ 販売用の氷は軽減税率制度の対象 or 対象外？

2019/10/1の消費税率の引き上げと同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。ギリギリに悩む前に知識を取り入れておきたいですね。